

美馬市情報通信基盤整備事業の特例措置について

美馬市に転入されて来られた世帯などを対象に、音声告知放送端末機及びONUの無償貸与を、財源対応が可能な範囲において行います。

特例措置の資格

美馬市に転入された世帯や、結婚・独立により新たに世帯をつくられた場合

※法人、事業所などは対象となりません。

資格の有無が不明な場合はお問合せください。

特例措置の内容

音声告知放送端末機及びONUの無償貸与（1世帯につき1セットのみ）

光ファイバーの引き込み工事や宅内配線工事などについては、ご負担いただくこととなります。

負担額は家屋の立地条件や機器の設置場所などの条件により変わりますので、施工会社から別途見積もりとなります。

端末機及びONUはセットとなっておりますので、どちらか一方のみの貸与はできません。

音声告知放送端末機



宅内に設置して、市からの行政情報などをスピーカーから聞くことができます。ONUは光電変換装置の略で、軒先に設置して、通信の制御を行う機器です。

その他注意事項

対象になっている世帯であっても、自己負担により既に設置された音声告知放送端末機やONUの費用を精算することはできませんのでご了承ください。

端末機などが不要となった場合や美馬市外に転居されるなど住所を有しなくなった場合については撤去させていただきますので、デジタルトランスフォーメーション推進課までお知らせいただきますようご協力ください。

端末機設置に関するお問い合わせ先
デジタルトランスフォーメーション推進課（穴吹庁舎）
電話 52-1717 FAX53-9919
E-mail: dxsuishin@mima.i-tokushima.jp

ケーブルテレビや高速インターネットサービスについては、市が整備した情報通信基盤の余剰部分を電気通信事業者に貸与し提供しておりますので、そちらまでお問い合わせください。

ケーブルテレビなどに関するお問い合わせ先
株式会社光ネット（光ねっと mima）
電話 0120-931-920（フリーダイヤル）
53-9933（直通）